

警察署協議会会議録

春日警察署協議会

開催年月日時	令和5年10月20日 午後4時00分から午後4時50分まで	
開催場所	春日警察署5階大会議室	
出席者	警察署協議会	会長以下14人
	警察署	署長、副署長、生安管理官、地域管理官、交通管理官、総務第一課長、総務第二課長、会計課長、刑事第一課長、警備課長、総務第二係長
議事概要		
<p>【会長挨拶】 本日は足元の悪い中お集まりいただきお礼申し上げます。 先日、優秀な経営者を表彰する経営者顕彰財団の第50回表彰式に参加し、老子の言葉を思い出した。 「天網恢恢疎にして失わず」とは、悪事を行えば一時的に逃げおおせるなど上手くいったと思えることがあっても結局は報いを受ける、さらには、天が張っている大きな網の目は粗いように見えるが小さな善行も決して漏らさずに善行者に必ず幸いをもたらすという意味である。 この言葉には心を打たれるが、協議会委員として警察業務に携わっていることで余計にその意味を強く考えさせられる。 今後も市民の代表として意見や要望を申し上げるとともに、警察職員の一番の理解者として役職を全うしたい。</p> <p>【署長挨拶】 委員の皆様、大変お忙しい中お集まりいただき、心からお礼申し上げます。 春日警察署管内の各地でも人の流れが戻りつつあり、前回の警察署協議会以降に管内で大きな祭りが二つ実施された。 いずれの祭りもかなりの人出で活気もあったが、大きな事件・事故に発展することなく終えることができた。 今後も市民・県民の方からの意見に耳を傾けながら警察業務を推進していくことから、忌憚のないご意見・ご要望をお願いする。</p>		

議 事 概 要

【春日警察署管内の治安情勢報告（令和5年1～9月）】

- 1 刑法犯等の犯罪情勢
- 2 人身交通事故の発生状況

【警察の検視業務について】

- 1 検視とは
- 2 検視の目的、重要性及び留意事項
- 3 取扱い状況
- 4 検視の状況

【特定小型原動機付自転車（電動キックボード）について】

- 1 電動キックボードとは（車体呈示）
- 2 改正道路交通法について
- 3 特定原付（電動キックボード）と一般原付の道路交通法等の差異
 - ・運転免許関係
 - ・乗車用ヘルメットの着用
 - ・保安基準
 - ・通行方法
- 4 その他注意事項等

【質疑応答】

- 委員から、「検視の話聞いて、人が亡くなるというのは重たい出来事だと改めて感じた。」旨の発言があった。
- 委員から、「検視の話聞いて、一人暮らしの孤独死について、身内との関係性が乏しくなっていることも原因の一つだと思った。親戚関係や老々介護で困っている人には、可能な限り手を差し伸べたいと考えさせられた。」旨の発言があった。
- 委員から、「電動キックボードは、規定の長さや幅の範囲内であれば、サドルを取り付けても問題ないか。また、サドルがあった場合、シートベルトは必要ないか。」旨の質疑があり、交通管理官から、「自分でサドルを取り付けることは困難だと思われるが、既に業者がサドルを取り付けている商品は存在している。また、電動キックボード運転時にシートベルトは不要である。電動キックボードは、満充電で延べ50キロメートルの距離を走行できると言われている。しかし、車体だけで約23キログラムの重量があり、上り坂では余計に電力を消費することから、この場でお見せしているようなサドルのない車体が一番普及しているようである。」旨の発言があった。

議 事 概 要

- 委員から、「電動キックボードについて、自賠責保険には加入する必要があるか。」旨の質疑があり、交通管理官から、「加入する必要がある。なお、自動車等は自賠責保険を積載しておくことが義務であるが、電動キックボードは積載場所がないため、令和5年6月1日からはスマートフォンの写真機能で撮影し、その画像を直ぐに呈示できれば、自賠責を積載しているとみなされることになった。繰り返しになるが、あくまでも積載する装置がないものに限られることから、通常の前付バイクや車についてはこの適用を受けない。」旨の発言があった。

【閉会】

以上で令和5年度第3回春日警察署協議会を閉会する。